

2020年3月2日

新型コロナウイルス感染症発生に伴う自治体制度融資の対応について

この度は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様方へ、心からお見舞い申し上げます。

株式会社福岡銀行（取締役会長兼頭取 柴戸 隆成）では、各自治体および福岡県信用保証協会と連携したセーフティーネット保証関連の制度融資を取り扱っておりますが、2020年3月2日（月）から、「セーフティーネット保証4号（※）」の対象要件が拡大され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合においてもご利用いただくことが可能になりました。

併せて、セーフティーネット保証の認定を受けた場合、一部制度融資の保証料率および融資利率を軽減する措置が各自治体より公表されております。

なお、福岡銀行本支店では「新型コロナウイルスに関するご相談窓口」を設置しており、その他の制度融資や2月27日（木）から取扱いを開始した新型コロナウイルス感染症対応特別融資のほか、既存のお借入に関するご相談も承っております。

記

（※）セーフティーネット保証4号の概要

① 制度概要

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合および都道府県から要請があり国として指定する必要があると認めた場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度 **本要件に新たに新型コロナウイルス感染症が追加されました**

② 対象事業者

- (1) 福岡県下において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として直近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

【手続きの流れ】



※ お申込みに際しては福岡銀行および福岡県信用保証協会で所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

※ 詳しくは福岡銀行の本支店窓口および各自治体の窓口にお尋ねください。

以上

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)福岡銀行 法人事業部 担当：浜田・一丸

TEL 092 - 723 - 2512